

インターネット電子交付サービスに関する約款の一部改定のご案内

2025 年 10 月 15 日
光証券株式会社

(下線部分変更)

新	旧
第2条 電子交付サービスの内容 1. (現行どおり) 2. 電子交付サービスの提供における記載事項は、PDF ファイル形式により、お客様ページのファイルに記録します。 記載事項の表示には、Adobe Reader 等の PDF ファイル閲覧ソフトを使用いただくものとします。 第3条 対象となる書面の種類 1. 電子交付サービスの提供の対象となる書面は、金融商品取引法等において電磁的方法による交付が認められる書面を含む、次の各号に掲げる書面とします。 ① 取引報告書 ② 取引残高報告書 ③ その他当社が定め、残高照会サービス上に掲げるもの 2. 電子交付サービスの提供の対象となる書面を変更する場合は、事前に残高照会サービス上等で通知します。 第4条 電子交付サービスの提供 1. 電子交付サービスの提供は、この約款の内容について承諾のうえ、当社所定の方法により利用できるものとします。 (削 除) 2. 電子交付サービスの提供後は、従前ご登録住所にお送りしていた「取引報告書」「取引残高報告書」「その他当社が定め、残高照会サービス上に掲げるもの」は、郵送いたしません。 第5条 電子交付サービスの提供における取扱い お客様は、電子交付サービスの提供について、次の取扱いに同意するものとします。 (1) 電子交付サービスの提供により交付された書面(以下、「電子書面」といいます。))について、紙媒体での再交付は行われないこと(作成基準日が到来し電子交付することが確定している書面も含みます)。 (2) 紙媒体により交付された対象書面について、電子書面での再交付は行われないこと(電子交付サービス提供開始前に作成基準日が到来し紙媒体で交付することが確定している書面も含みます)。 第6条 例外交付 お客様が電子交付サービスの提供を受けた場合であっても、法令の変更、監督官庁の指示、その他当社が必要と判断したときには、電子交付サービスの提供によらず、書面により記載事項の交付等を行うことがあります。 第7条 電子交付サービスの提供の中止 次に掲げるいずれかに該当する場合は、電子交付サービスの提供は中止されます。なお第2号、第 4 号または第6号に該当する場合は当社からの申し出を経ずに中止されます。 (1) お客様が当社所定の方法により中止の申し入れまたは証券総合取引口座の解約を申し出られた場合 (2) お客様が口座開設後に非居住者となった場合、または非居住者であることが判明した場合 (3) お客様がこの約款に違反した場合、もしくはその恐れがあると当社が判断し、当社がお客様に電子交付サービスの提供の中止を申し出た場合 (4) 当社の判断によりお客様による電子交付サービスの提供を制限または中止した場合 (5) 電子交付サービスの提供を受けられる通信機器、通信回線または閲覧環境等を保有しなくなった場合等、 お客様が記載事項を閲覧できない状況にあると当社が判断	第2条 電子交付サービスの内容 1. (省 略) 2. 電子交付サービスにおける記載事項は、PDF ファイル形式により、お客様ページのファイルに記録します。 記載事項の表示には、Adobe Reader 等の PDF ファイル閲覧ソフトを使用いただくものとします。 第3条 対象となる書面の種類 1. 電子交付サービスの対象となる書面は、金融商品取引法等において電磁的方法による交付が認められる書面を含む、次の各号に掲げる書面とします。 ① 取引報告書 ② 取引残高報告書 ③ その他当社が定め、残高照会サービス上に掲げるもの 2. 電子交付サービスの対象となる書面を変更する場合は、事前に残高照会サービス上等で通知します。 第4条 電子交付サービスの利用 1. 電子交付サービスは、この約款の内容について承諾のうえ、当社所定の方法により利用申込みされたお客様が利用できるものとします。 2. 電子交付サービスにお申込みいただいたお客様は、第3条第1項各号のすべての書面について、電子交付サービスを包括的に申込みされたものとします。 3. 電子交付サービスのお申込み後は、従前ご登録住所にお送りしていた「取引報告書」「取引残高報告書」「その他当社が定め、残高照会サービス上に掲げるもの」は、郵送いたしません。 第5条 電子交付サービスにおける取扱い お客様は、電子交付サービスについて、次の取扱いに同意するものとします。 (1) 電子交付サービスにより交付された書面(以下、「電子書面」といいます。))について、紙媒体での再交付は行われないこと(作成基準日が到来し電子交付することが確定している書面も含みます)。 (2) 紙媒体により交付された対象書面について、電子書面での再交付は行われないこと(電子交付サービス利用開始前に作成基準日が到来し紙媒体で交付することが確定している書面も含みます)。 第6条 例外交付 お客様が電子交付サービスのお申込みをされた場合であっても、法令の変更、監督官庁の指示、その他当社が必要と判断したときには、電子交付サービスによらず、書面により記載事項の交付等を行うことがあります。 第7条 電子交付サービスの解約 次に掲げるいずれかに該当する場合は、電子交付サービスは解約されます。なお第2号、第 4 号または第6号に該当する場合は当社からの申し出を経ずに解約されるものとします。 (1) お客様が当社所定の方法により解約申込みまたは証券総合取引口座の解約を申し出られた場合 (2) お客様が口座開設後に非居住者となった場合、または非居住者であることが判明した場合 (3) お客様がこの約款に違反した場合、もしくはその恐れがあると当社が判断し、当社がお客様に電子交付サービスの解約を申し出た場合 (4) 当社の判断によりお客様による電子交付サービスの利用を制限または中止した場合 (5) 電子交付サービスを受けられる通信機器、通信回線または閲覧環境等を保有しなくなった場合等、 お客様が記載事項を閲覧できない状況にあると当社が判断

新	旧
し、当社がお客様に電子交付サービスの<u>提供</u>の<u>中止</u>を申し出た場合 (6) 当社の判断により、全てのお客様に対し電子交付サービスの提供を終了した場合 第8条 電子交付サービスの提供の変更 当社は、お客様にあらかじめ通知することなく、法令に反しない範囲で電子交付サービスの<u>提供</u>の内容を変更することがあります。 第9条 電子交付サービスの提供の停止 当社は、電子交付サービスの緊急点検の必要性その他の合理的理由に基づき、お客様にあらかじめ通知することなく、電子交付サービスの<u>提供</u>の全部または一部を停止することがあります。 第10条 免責事項 当社は、次に掲げる事項により生じるお客様の損害については、その責を負わないものとします。 (1)～(5) (現行どおり) (6) <u>中止</u>および変更事項のお届け出前に生じた損害 (7)～(9) (現行どおり) (10) 電子交付サービスの<u>提供</u>に関し、お客様による電子交付サービスの内容またはその利用方法についての誤解または理解が不十分であることを理由とする損害 (11)～(13) (現行どおり) 2025 年 11 月	し、当社がお客様に電子交付サービスの<u>解約</u>を申し出た場合 (6) 当社の判断により、全てのお客様に対し電子交付サービスの提供を終了した場合 第8条 電子交付サービスの変更 当社は、お客様にあらかじめ通知することなく、法令に反しない範囲で電子交付サービスの内容を変更することがあります。 第9条 電子交付サービスの停止 当社は、電子交付サービスの緊急点検の必要性その他の合理的理由に基づき、お客様にあらかじめ通知することなく、電子交付サービスの全部または一部を停止することがあります。 第10条 免責事項 当社は、次に掲げる事項により生じるお客様の損害については、その責を負わないものとします。 (1)～(5) (省 略) (6) <u>解約</u>および変更事項のお届け出前に生じた損害 (7)～(9) (省 略) (10) 電子交付サービスに関し、お客様による電子交付サービスの内容またはその利用方法についての誤解または理解が不十分であることを理由とする損害 (11)～(13) (省 略) 2025 年 7 月